

鹿屋市告示第 343 号

鹿屋市恋するイベント応援補助金交付要綱を次のように定めた。

令和 8 年 7 月 3 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 7 月 3 日 決 裁

鹿屋市恋するイベント応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚を希望する独身男女に対し多様な出会いの機会を創出するイベントを実施する団体等を支援することにより、地域全体で結婚を望む若者を応援する機運醸成を図り、もって近年の少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化の進行に歯止めをかけ、本市の婚姻数の増加及び将来的な定住促進に寄与するため、予算の範囲内において鹿屋市恋するイベント応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象団体等)

第2条 補助金の交付の対象となる団体又は事業者（以下「団体等」という。）は、法人格を持つ団体又は市内を中心に活動している団体等であり、運営に関する規約又は会則等があること、又はその他補助金の交付を受けることが適当であると市長が認める団体等とする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない団体等とする。

- (1) 宗教・思想活動又は政治活動若しくは選挙活動を行うことを目的としていること。
- (2) 暴力団であること、又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体等であること。
- (3) 営利を目的として結婚相手紹介業を営んでいること。
- (4) 企業等にあつては、本業の営業活動や勧誘を目的としていること。
- (5) 団体が法人の場合は、市税の滞納があること、又は団体が法人でない場合は、代表者に市税の滞納があること。
- (6) その他公共の福祉に反する活動をしていること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、独身男女の出会い・交流の促進や、結婚について考えるきっかけとなるイベント等であつて、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 鹿屋市内で実施され、事業の主たる効果が鹿屋市内で生じること。
- (2) 20歳以上の独身男女を対象に実施すること。

- (3) 参加者の半数程度が市内に居住し、又は勤務する者であるよう努めること。
- (4) 参加者の男女の割合が等しくなることを目標とし、参加者を広く市内外から募集すること。
- (5) 営利活動、特定の宗教・思想又は政治活動に結び付かないこと。
- (6) 国又は他の地方公共団体等の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業の実施に直接必要な経費とし、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額以内とし、1回の事業につき20万円を上限とする。

- 2 補助対象経費の費目ごとの上限は別に定める。
- 3 算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 補助金の交付は、1団体等につき当該年度内1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体等は、鹿屋市恋するイベント応援補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 事業収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 団体等に関する調書（別記第4号様式）
- (4) 規約又は会則等の写し
- (5) 市税の完納を証する書類
- (6) 鹿屋市恋するイベント応援補助金に関する誓約書（別記第5号様式）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定通知)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を鹿屋市恋するイベント応援補助金交付決定通知書（別記第6号様式）により、当該決定を受けた団体等（以下「交付決定団体等」という。）に通知する。

- 2 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、その旨を鹿屋市恋するイベント応援補助金不交付決定通知書（別記第7号様式）により通知する。

（計画変更の承認等）

第8条 交付決定団体等は、補助金の交付決定の通知を受けた補助対象事業（以下「交付決定事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する事項の変更をしようとするときは、あらかじめ鹿屋市恋するイベント応援補助金計画変更承認申請書（別記第8号様式。以下「計画変更承認申請書」という。）に第6条第1号及び第2号に規定する書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）
- (2) 交付決定事業の全部若しくは一部の中止又は廃止
- (3) 補助対象経費の増額
- (4) 補助対象経費の30パーセントを超える予算費目の変更

- 2 前項第1号に規定する軽微な変更とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象経費の30パーセント以内の予算費目の変更
- (2) 事業の趣旨に影響を与えない変更

- 3 市長は、第1項の計画変更承認申請書を受理したときは、内容を審査の上、計画変更が妥当であると認めるときは、これを承認し、補助対象経費額に変更を生じた場合は鹿屋市恋するイベント応援補助金変更交付決定通知書（別記第9号様式）、その他にあつては鹿屋市恋するイベント応援補助金変更承認通知書（別記第10号様式）により交付決定団体等に通知する。

（実績報告）

第9条 交付決定団体等は、交付決定事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、鹿屋市恋するイベント応援補助金実績報告書（別記第11号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記第12号様式）
- (2) 事業収支精算書（別記第13号様式）

(3) 補助対象経費に係る領収書の写し

(4) 参加者へのアンケート結果

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査を行い、補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、鹿屋市恋するイベント応援補助金交付確定通知書（別記第14号様式）により交付決定団体等に通知する。

(補助金の請求)

第11条 補助金は、前条により補助金の額を確定し、請求書の提出があった後に支払うものとする。

2 交付決定団体等は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、鹿屋市恋するイベント応援補助金交付請求書（別記第15号様式）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月3日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費

費目	内容
報償費	講師、司会者等への謝金等
旅費	講師、司会者等への旅費
需用費	チラシ印刷代、事務消耗品費等
役務費	通信運搬費、広告宣伝費、保険料等
使用料及び賃借料	会場借上料、機材レンタル料等

別記

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

住所

団体名

代表者名

電話番号

鹿屋市恋するイベント応援補助金交付申請書

年度における鹿屋市恋するイベント応援補助金の交付を受けたいので、鹿屋市恋するイベント応援補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

事業名	
事業費	
補助金交付申請額	
添付書類	(1) 事業計画書（別記第 2 号様式） (2) 事業収支予算書（別記第 3 号様式） (3) 団体等に関する調書（別記第 4 号様式） (4) 規約又は会則等の写し (5) 市税の完納を証する書類 (6) 鹿屋市恋するイベント応援補助金に関する誓約書（別記第 5 号様式） (7) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係、第8条関係）

事業計画書

事業名	
実施日時	
実施場所	
事業内容	【企画内容】 【参加者募集方法】 【募集人数】 男性 人、女性 人 【参加費】
成果目標	例：マッチング ○組 など
備考	

第3号様式（第6条関係、第8条関係）

団体名 _____

事業収支予算書

収入の内訳	収入項目	予算額	積算根拠（単価、数量等）
	補助金（A）		
		収入合計	
補助対象経費の内訳	支出項目	予算額	積算根拠（単価、数量等）
		補助対象経費合計(B)	
補助対象外経費(C)			
支出合計（総事業費） (B) + (C)			
補助申請額 (千円未満切捨て) (A)			

第4号様式（第6条関係）

団 体 等 に 関 す る 調 書

(フリガナ) 団体（事業者）名			
団体（事業者）所在地	郵便番号（ ー ）		
	電話		FAX
(フリガナ) 代表者（職・氏名）			
代 表 者 住 所	郵便番号（ ー ）		
	電話		FAX
連 絡 担 当 氏 名			
連 絡 担 当 者 住 所 (代表者と異なる場合に記入)	郵便番号（ ー ）		
	電話		FAX
連絡用電子メール			
団 体 （ 事 業 者 ） の 設 立 年 月 日		団体の定款等	定款・会則・規約
会 員 数 (職 員 数)	人（うち鹿屋市民 人）		
団体（事業者）の主な 活 動 地 域			
団体（事業者）の主な 活 動 内 容			

第5号様式（第6条関係）

鹿屋市恋するイベント応援補助金に関する誓約書

- 1 補助対象事業の実施において、参加者が20歳以上の独身男女であることを確認します。
- 2 国又は他の地方公共団体等の補助金又は委託料により、本事業の補助対象経費と重複して支給の対象となっているものではありません。
- 3 自己又は団体等の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者ではありません。
- 4 補助対象事業の実施に際し発生した事故、盗難、負傷、参加者間のトラブル、その他一切の紛争については、当団体（事業者）が自らの責任と費用において解決するものとし、鹿屋市に対して一切の損害賠償を請求しません。
- 5 鹿屋市は、前項のトラブル等により生じた損害について、いかなる責任も負わないことを承諾します。
- 6 申請内容に虚偽や不正が判明した場合は、補助金の交付決定の取消し及び返還の命令に従い、速やかに補助金を返還します。

上記のとおり誓約します。

年 月 日

鹿屋市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

（署名又は記名押印）

第6号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市恋するイベント応援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市恋するイベント応援補助金については、鹿屋市恋するイベント応援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 事業名

2 交付決定額 円

第7号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市恋するイベント応援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市恋するイベント応援補助金については、鹿屋市恋するイベント応援補助金交付要綱第7条の規定による審査の結果、補助金の交付の対象とならなかったので通知します。

記

1 事業名

2 不交付理由

第 8 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

住所

団体名

代表者名

電話番号

鹿屋市恋するイベント応援補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった鹿屋市恋するイベント応援の事業計画を下記のとおり変更したいので、鹿屋市恋するイベント応援補助金交付要綱第 8 条の規定により、提出します。

記

事業名	
計画変更の理由	
補助金交付申請額	金 円 (うち前回までの申請額 金 円)
添付書類	(1) 事業計画書（別記第 2 号様式） (2) 事業収支予算書（別記第 3 号様式） (3) その他市長が必要と認める書類

第9号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市恋するイベント応援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市恋するイベント応援の事業変更については、鹿屋市恋するイベント応援補助金交付要綱第8条の規定により承認し、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

1 事業名

2 交付決定額

変更前 円

変更後 円

第10号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市恋するイベント応援補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のあった鹿屋市恋するイベント応援の事業計画変更については、鹿屋市恋するイベント応援補助金交付要綱第8条の規定により、申請のとおり承認したので、通知します。

第11号様式（第9条関係）

令和 年 月 日

鹿屋市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

電話番号

鹿屋市恋するイベント応援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、鹿屋市恋するイベント
応援事業を実施したので、鹿屋市恋するイベント応援補助金交付要綱第9条の規定
により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 添付書類

- (1) 事業実績書（別記第12号様式）
- (2) 事業収支精算書（別記第13号様式）
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 参加者へのアンケート結果
- (5) その他市長が必要と認める書類

第12号様式（第9条関係）

事業実績書

事業名	
実施日時	
実施場所	
事業の実績	【募集人数】 男性 人、女性 人 【申込者数】 男性 人、女性 人 【参加者数】 男性 人、女性 人
事業の 成果と課題	
備考	

第13号様式（第9条関係）

団体名 _____

事業収支精算書

収入の内訳	収入項目	予算額	実績額	差引増減	説明
	補助金				
	収入合計				
補助対象経費の内訳	支出項目	予算額	実績額	差引増減	説明
	補助対象経費 合計 (A)				

補助対象外経費 (B)				
総事業費 (A) + (B)				

第14号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市恋するイベント応援補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった鹿屋市恋するイベント応援補助金については、鹿屋市恋するイベント応援補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 事業名

2 交付確定額 円

第15号様式（第11条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

鹿屋市恋するイベント応援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の補助金交付確定通知書に基づ
く、鹿屋市恋するイベント応援補助金を鹿屋市恋するイベント応援補助金交付
要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 組合	支店名	支店 支所 出張所
口座の種類		口座番号	
口座カナ名			
口座名義人			

注 口座を明確に照合できるもの（通帳コピー等）を必ず添付してください。